

仕 様 書

1 委託業務名

令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

鳥取県美術展覧会（「以下、県展」という。）は、広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示し、観賞機会を提供することで、美術、文化の振興に寄与することを目的として実施しているものである。

当該事業の目的を果たすため、多様な媒体を活用して、令和4年度県展にかかる作品募集、展覧会開催内容を広く県民に周知し、興味・関心を高める広報業務を行う。

3 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和4年12月31日までとする。ただし、適正な業務の実施が困難と鳥取県が認めたときは、当該契約期間の途中であっても委託契約を解除することがある。

4 業務の内容

令和4年度県展開催に係る以下の内容を多様な媒体を活用して、広く県民に周知すること。提案に当たっては、発信する情報に応じた効果的な広報媒体、周知方法、広報時期等を検討し、戦略的な広報計画を作成すること。

(1) 作品募集の周知

作品募集内容、搬入方法等について周知を行い、出品者数の増加を図る。

○広報期間：令和4年7月下旬から9月4日（日）までの期間内

○県提供素材：開催要項、出品申込書一式データ

（参考資料1：令和3年度県展開催要項（令和4年度分は6月上旬に完成予定））

(2) 展覧会告知の広報

県展各会場での作品展示及びギャラリートークの日程等について周知を行い、来場者数の増加を図る。

○広報期間：令和4年7月下旬から12月7日（水）までの期間内

○県提供素材：チラシ及びポスターデータ、受賞作品（県展賞、奨励賞）画像データ

○展覧会開催日程：参考資料2のとおり

(3) その他の広報

県展の開催に関し、県民の興味・関心を高めるため実施する、(1)(2)以外の効果的な広報の考案とその実施。

※広報期間は目安であり、効果的な広報となるよう事業者において時期を提案すること。また、実際の広報開始日は県から提供する素材の完成後となるため、実施にあたっては別途県と協議を行うこと。

※チラシ、ポスターはデータのみ提供とする。紙面での配布・掲示を行う場合は受託者が以下の仕様に基づき発注すること。

品名	仕様
ポスター	・サイズ：B2 ・頁数：1頁 ・四色刷り ・用紙：指定なし
チラシ	・サイズ：A4 ・項数：2項 ・表面四色刷り、裏面一色刷り ・用紙：指定なし

5 県が直接実施する広報の内容（予定）

(1) 開催要項、出品申込書類の作成、送付（約170箇所）

送付先：市町村文化行政関係課、県内文化施設、文化団体 等

実施時期：令和4年6月中旬

(2) ポスター・チラシ作成・送付（約500箇所）

送付先：市町村文化行政関係課、県内文化施設、観光施設、文化団体 等

実施時期：令和4年7月中旬

(3) 県ホームページ、SNS での情報発信

- ・作品募集内容、展覧会、ギャラリートーク日程について掲示を行う。

実施時期：令和4年6月上旬

- ・受賞者や入選者等の一覧（県展賞は作品画像を含む）、あなたが好きな作品賞の結果（作品画像含む）を公開する。

実施時期：令和4年12月中旬

[県が保有するホームページ・SNS]

ホームページ・SNS	URL 又はアカウント
とりネット（文化政策課・県展）	https://www.pref.tottori.lg.jp/kenten/
Facebook（アートピアとっとり）	https://www.facebook.com/artpiatottori/
twitter	@artpiatottori
youtube	https://www.youtube.com/channel/UCNEhEaCn0GB0ew10r1DzCHg

※開催要項、出品申込書類、チラシデータは県ホームページからダウンロード可能とする。

6 本業務委託の実施体制等

(1) 事業統括責任者

本委託業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本委託業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、県等との打合せ・報告等を行うこと。

7 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。

8 本委託業務の実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(2) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。

(3) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(4) 業務を鳥取県の承認を受けないで、再委託してはならない。また、次のア～イのいずれかに該当する場合は、鳥取県は再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(5) 受託者は、(4)の規定により第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して責任を負わせなければならない。

(6) 個人情報の保護

ア 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

イ 受注者は、(4)の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受注者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(7) 受託者は、本業務を実施するに当たり、仕様書に記載されていない事項や課題等が発生した場合には、速やかに県に連絡すること。

(8) 映像、掲示等で特許権、著作権等に関わるもの（出品作品画像等）を採用しようとする場合は、鳥取県と協議を行い、指示を受けるものとする。

(9) その他、必要に応じて県等と協議を行うこと。

9 実績報告

(1) 受託者は、業務期間の終了後20日以内に、業務報告書を作成し、A4サイズで提出すること。実績報告書には、次の内容を含むものとする。

なお、業務を中止し又は廃止したときは、中止又は廃止した日から30日以内に業務報告書を鳥取県に提出すること。

- ・事業概要
 - ・事業実施体制
 - ・事業内容及び成果
 - ・収支報告 等
- (2) 業務完了検査

鳥取県は、(2) の業務報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

10 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む。）は県に譲渡するものとし、県はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。